

令和元年度 納税表彰式



第 203 号
令和元年12月発行

発行所
公益社団法人 伏見納税協会
伏見納貯組合連合会
京都市伏見区深草墨染町44-14
電話 075 (641) 0998番

編集 発行人
専務理事 高島 康朗

令和元年度納税表彰式(伏見税務署・公益社団法人伏見納税協会・伏見納税貯蓄組合連合会 共催)が十一月十二日(火)京都タワーホテルにおいて京都府京都南府税務事務所長、京都市伏見区長、近畿税理士会伏見支部長をはじめ多数のご来賓を迎え挙行されました。

表彰状は、多年にわたり適正な申告と期限内納付に努められるとともに、税知識の普及と納税道義の高揚に努められ、税務行政の円滑な推進、電子申告・納税システムの利用拡大、並びに租税教育の推進に多大な功績のあった方々に授与されました。また、式典において「税に関する作文」の優秀作品の朗読があり、税金を国が経営するテーマパークの入場料に例えた独創的な発想に全員が感銘を受けました。

表彰等のご栄誉に対しお祝い申し上げます。

(受彰者名は次頁のとおり)



令和元年度 納税表彰式

行事予定

12月6日 個人部会 ブロック長会議
11日 理事会・青年部会役員会・研修会・拡大自由の会
16・17日 年末調整相談会
17日 「税についての作文」表彰式

1月9日 納貯研修会
15日 個人部会分科会長会議
29日 青年部役員会・自由の会
2月4日 法人部会研修会・意見交換会
6・7・10・12~14日 個人部会決算・申告指導

2月12日 優法会研修会
3月24日 理事会
4月●日 理事会
5月26日 定時総会

栄えある表彰を受けられた方々

(敬称略)

伏見税務署長納税表彰受彰者

松井利次

(公益社団法人 伏見納税協会 常任理事)

山本賀則

(公益社団法人 伏見納税協会 理事)

大藤亜紀夫

(公益社団法人 伏見納税協会 理事)

公益社団法人伏見納税協会会長表彰受彰者

株式会社京都科学

(公益社団法人 伏見納税協会 常任理事)

株式会社小牧

(公益社団法人 伏見納税協会 理事)

柘産業株式会社

(公益社団法人 伏見納税協会 理事)

木戸義人

(公益社団法人 伏見納税協会 理事)

伏見納税貯蓄組合連合会会長表彰受彰者

櫻井勇

(伏見納税貯蓄組合連合会 監事)

【伝達】

近畿納税貯蓄組合総連合会会長感謝状受贈者

池上信一

(伏見納税貯蓄組合連合会 副会長)



国税の「ダイレクト納付」の利用を！



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル機頭屋町595-3
(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

AIG AIG損害保険株式会社

京都支店/
京都府京都市下京区五条通大宮南前町480
(富士火災京都ビル)
TEL 075-371-2111

中学生の「税についての作文」表彰

【敬称略・順不同】

中学生の「税についての作文」に応募されました一四四四作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

大阪国税局長賞

吉田 優羽
(深草中学校)

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

平野 加恋
(醍醐中学校)

京都市総連合会長賞

渡邊 咲穂
(春日丘中学校)

伏見税務署長賞

大竹 陸基翔
(春日丘中学校)
清水 綾乃
(洛水中学校)

伏見納税貯蓄組合連合会会長賞

石山 蓮也
(伏見中学校)
山本 侑來
(藤森中学校)

公益社団法人伏見納税協会会長賞

山口 日菜子
(京都橘中学校)
米澤 真哉
(洛水中学校)

近畿税理士会伏見支部長賞

魚返 怜矢
(小栗栖中学校)
吉田 彩乃
(桃山中学校)

伏見区租税教育推進協議会会長賞

廣瀬 加織
(桃山中学校)
山本 晴輝
(深草中学校)

伏見納税貯蓄組合連合会奨励賞

阿部 莉子
(桃山中学校)
後藤 妃奈
(向島秀蓮中学校)
近藤 秀哉
(栗陵中学校)

「税に関する高校生の作文」表彰

【敬称略・順不同】

「税に関する高校生の作文」に応募されました五八八作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

大阪国税局長賞

寺岡 駿
(京都教育大学附属高等学校)

京都市租税教育推進連絡協議会賞

渡邊 璃音
(京都教育大学附属高等学校)

伏見税務署長賞

田中 里奈
(京都教育大学附属高等学校)
若槻 京高
(京都教育大学附属高等学校)

近畿税理士会伏見支部長賞

中野 康羽
(京都橘高等学校)

中西 居薫
(京都教育大学附属桃山中学校)

山向 川莉杏
(大淀中学校)
山本 蒼太
(神川中学校)

伏見区租税教育推進協議会会長賞

岡本 昂大
(京都すばる高等学校)
栗本 みどり
(京都教育大学附属高等学校)
田尻 夢唯菜
(京都橘高等学校)

伏見区租税教育推進協議会奨励賞

中山 晴陽
(京都橘高等学校)
森田 透
(京都工学院高等学校)
三上 智華
(京都教育大学附属高等学校)



伏見税務署からのお知らせ

伏見税務署の申告相談会場は

2月17日(月)からです

※2月14日以前は開設しておりません!!

相談受付は**16時**までです

※混雑状況により**早めに相談受付を終了する場合があります**

開設直後は大変混雑します(月曜日と水曜日が特に混雑します)

2月14日(金)以前でも申告書等を提出できます

国税庁ホームページを利用して作成の上、

郵送又はe-Taxで提出してください

駐車場は昨年の半分程度となりますので**公共交通機関をご利用ください**

○ サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場のお知らせ

開設期間及び開設時間等	開設場所
2月4日(火)～2月7日(金) 9時30分～16時 (相談受付時間：9時～15時)	京都市醍醐交流会館ホール (パセオダイゴロー西館2階) (京都市伏見区醍醐高畑町30-1)

※ 開設初日は混雑が予想されます。また、相談受付の締切時間は**15時**ですが、混雑の状況により**早め(午前中)**に受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

※ 土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っていません。

※ 会場の駐車場(有料)に限りがありますので、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。

※ パソコン等を利用して申告書を作成しますので、前年分の申告書の控や利用者識別番号の通知をお持ちの方はご持参ください。

京料理

清 和 荘
SEI WA SOH

Tel (075) 641-6238(代)

税務に関するご相談は納税協会へ

医療費控除は 明細書の作成により 領収書の提出が不要となりました



改正の
ポイント

平成 29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で**5年間保存**する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のお知らせ」等)の中に次の6項目が記載されている場合は、その通知書を添付することで、医療費の明細の記入を省略できます。
①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院等の名称
⑤被保険者が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで!

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp

相続税、贈与税及び譲渡所得に

関する相談で、関係書類や事実関係を確認しながら面接相談が必要な場合には、**毎週木曜日**(祝日及び年末年始を除く)に**完全予約制**で行っております。

お手数ですが**事前**にお電話又は窓口にて**ご予約**をお願いします。

- ※ 当日予約は、お受けしていません。
- ※ 確定申告時期(2/17~3/16)の申告会場では、相続税の相談は、お受けしていません。

伏見税務署(資産)
075-641-5111

京都産米「祝」100%使用

古都千年



京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町105番地
電話 611-2124 代表

清酒 英 勲 醸造元
齊藤酒造株式会社

～伏見税務署からのお知らせ～

スマホで申告

令和元年から

5つのメリット

確かな納税 確かな未来

 Money
 Easy
 Relief
 Instant
 Time

自宅から送信可能なので、郵送料や申告会場までの交通費などが節約できます。

画面も見やすく操作が簡単です。プリンタも必要なし！

申告済データはスマホに格納されるためいつでも確認できて安心です。

添付書類の提出が省略できすぐに処理が完了します。

いつでもできます。もちろん、申告会場に行く時間も会場での待ち時間もありません。

こちらから



令和2年1月よりスマホ専用画面がバージョンアップ！利用できるのは…

収入は
 給与所得（複数可）
 公的年金等
 その他雑所得
 一時所得

全ての所得控除

税額控除は
 政党等寄附金等特別控除
 災害減免額

その他…
 予定納税額
 本年分で差し引く
 繰越損失額など



スマホで申告するには、
●税務署で取得したID・パスワード
●マイナンバーカード のいずれかが必要です。

詳しくは、国税庁ホームページで。

www.keisan.nta.go.jp
作成コーナー

献上銘菓

えがお

御菓子司 富英堂



本店 京・伏見中油掛
TEL 601-1350
601-1366

桃山店 京阪桃山駅東角
TEL 611-0948

『税を考える週間』記念イベント

今回で5回目となる会社見学は、大宮会長の御好意により社内用の施設である宝ホールディングス歴史記念館を見学しました。

冒頭、大宮会長は「この見学会の趣旨は会員メリットを実感していただき、会員であることの良さを一般に広めてもらい、結果として会員拡大につながっていくことを目的の一つとして開催しています。」とあいさつがありました。



その後2班に分かれ見学し、天保13年(1842年)からの創業で現在までの商品等の説明がありましたが、その当時の世相もかいま見ることができました。

また、1946年三代目社長の大宮庫吉氏が定めた社是「三重三慎」の中に「法規を重んずること」がうたわれており、その当時から今盛んにいわれている「コンプライアンス」がはいつているのには驚きでした。



税務に関するご相談は納税協会へ

新規入会者のご紹介 (敬称略)

令和元年七月以降分

法人会員

サンキョウプラテック株式会社
卸 売 業

株式会社アークス建設
建 設 業

株式会社クオリティハウス
建 築

株式会社 Seven Plus Four
造 園 業

株式会社 ウィンスリー
建 設 業 卸 売

株式会社 俊英工業
建 設 業

株式会社 Dilight
建 設 業

緒方工業株式会社
建 設 業

合同会社 俊
介 護 保 険 事 業



和食も中華も 料理の基本は さしすせ そうみ



創味食品 京都市伏見区横大路芝生24-3
☎075-642-3333 <http://www.somi.jp/>

京都市からのお知らせ

事業主のみなさまへ
個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府と京都府内の全ての市町村は、平成30年度から、原則として、全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成30年度から同様の取組を実施しており、先行して取組を実施していた滋賀県、奈良県を含め近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

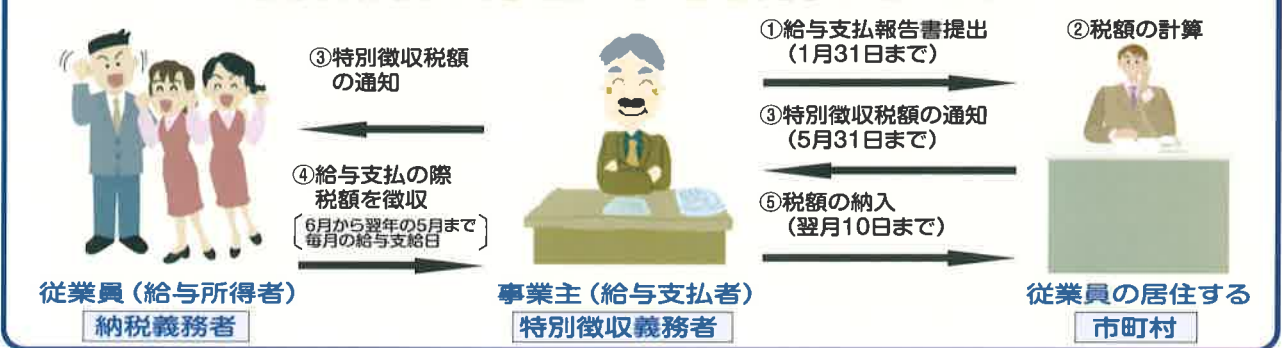
■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって**所得税のような税額計算や年末調整は不要です。**

■特別徴収のメリット

- これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、
- 金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- 年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。など、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先 京都府 税務課 課税・電算担当 075-414-4433
京都市 市税事務所 法人税務担当 075-213-5246

『償却資産(※)』の申告は京都市へ

償却資産には、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。京都市内で事業をされている方は、所有資産の申告をお願いします。

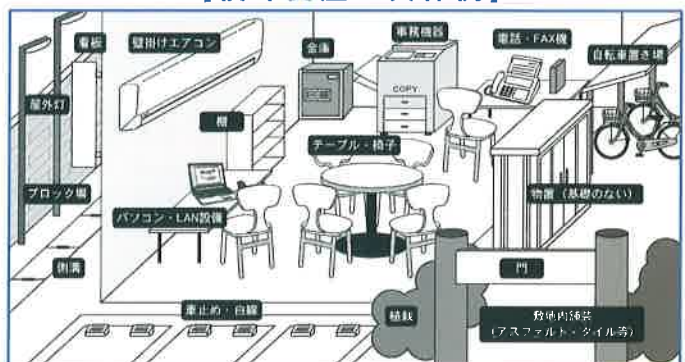
インターネットでも受け付けておりますので、「eLTAX(エルタックス/地方税ポータルシステム)」で検索してください。
※償却資産…減価償却の対象となる事業用の資産。ただし、家屋、自動車等として課税されているものは除く。

窓口での受付期間：令和2年1月6日(月)～

- 申告(修正申告を含む)が法定申告期限(1月31日)を過ぎた場合、納税通知書の送付が遅れることがありますので、ご了承ください。
- 国税(法人税・所得税)とは申告対象資産の取り扱いが異なりますのでご注意ください。詳しくは京都市役所のホームページ「京都市情報館」の「償却資産(固定資産税)の申告について」をご覧ください。

問合せ先：
京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当
(TEL075-213-5214)
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階

【償却資産の具体例】



ネットでもどこでも申告・納税